



小規模事業者の仕事確保のために ニーズにマッチした施策を

産業分類別の市内小規模事業者数

産業分類別	事業者数
卸売業・小売業	1,146
宿泊業・飲食サービス業	558
生活関連サービス業 娯楽業	405
医療福祉・不動産業 物品賃貸業	382
分類されないサービス業	310
建設業	226
製造業	231
教育学習支援業	223
運輸業・郵便業	193
その他	773
合計	4,447

を紹介し、本市も市職員が直接、事業者を訪問し、聞き取り調査などを行うよう提案しました。市民経済部長は「様々な方法でニーズを把握していきたい」などと答え、計画策定の具体的なスケジュールもまだ決まっていなことも明らかにしました。

全国には385万の中小企業があり、その中でもその9割を占めるのが小規模事業者です。これまで国や自治体の施策の中心に据えられることのなかった小規模事業者が焦点を当てた「小規模企業振興基本法」が施行（H26年6月）されています。小規模事業者は地域経済を支え、雇用の担い手でもあり大きな社会的役割を果たしています。同法は製造業においては従業員20人以下、商業、サービス業においては5人以下の小規模事業者を支援するために制定された法律です。日本共産党の質問に答えて、本市において、同法の対象とされる事業者数は4447（H26年経済センサス基礎調査）に上ることを市は明らかにしました。

日本共産党が2013年5月に訪問した群馬県高崎市では、「まちなか商店リニューアル助成事業」を創設するにあたり、市職員が直接店舗を訪問し、300軒から経営課題などをヒアリングしました。4億4千万の予算に対して、市内経済効果は10億2700万円、今、全国から脚光を浴びています。日本共産党は施策の策定にあたり、市がどのような調査手法を考えているのか質すとともに、「業者の悩みをしっかりとつかんだからこそ、ニーズにマッチした施策になった」と高崎市の事例

市内の小規模事業者

4447

日本共産党は3月議会の一般質問で、地域経済の活性化について取り上げ、小規模企業を対象とする振興策を前進させるよう市に求めました。

同法は、自治体に小規模企業の振興に向けて、地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を定めるとともに、その前提として実態調査を行い、その結果を公表することを義務付けています。

高崎市の「まちなか商店リニューアル助成事業」

週刊
市議会報告

日本共産党

2017年4月3日

第1408号

【発行】

日本共産党
浦安市議団

☎ & FAX

350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14

☎ 355-8526

minamotonton@

jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

北栄 2-3-16-203

☎ 354-9269

m5mise@jcom.

home.ne.jp



議院発議意見書

共謀罪法案に反対を

各議員・会派の態度

賛成 4名	日本共産党	元木美奈子・みせ麻里
	無会派	広瀬明子・吉村啓治
反対 14名	公明党	秋葉要・中村理香子・一瀬健二
	市民の会	西山幸男・水野実
	自由民主党・ 無所属クラブ	岡本善徳・宝 新・西川嘉純・ 辻田明・宮坂奈緒
	かがやき	末益隆志・小林章宏・毎田潤子
	無会派	柳毅一郎

3月議会最終日の13日、日本共産党など3名で発議した「組織犯罪処罰法（共謀罪法案）に反対する意見書」について、質疑・討論・採決が行われました。採決の結果は左表の通りです。

発議提出者の日本共産党は「共謀罪法案は現代版『治安維持法』だと言われている、その理由は同法案が国民の思想や内心まで取り締まり、自由にももの言えない監視社会をつくるものであるからだ」と説明し、「各議員の良識を示していただきたい」と賛同を求めました。

合意＝内心を処罰

日本の刑法は有害な行為がなされた場合、実際の行為のみを処罰するというのが大原則です。

ところが政府が国会に提出した共謀罪法案は、二人以上の者が実際に犯罪行為に着手しているわけではなく、相談、計画しただけで処罰対象とします。有害行為が生じる前の段階で人と人との合意自体を処罰対象にします。

合意はコミュニケーションであり、一つの表現行為です。表現の自由は人権の中の人権ともいわれ、最も重要な人権とみなされています。コミュニケーションを処罰対象にするとなれば、言論がどういう考えに基づくのかを探ることになり、個人の思想信条が暴れる可能性があります。

法務大臣が国会で初めて認めた！

3月8日の参院予算委員会で「法案が処罰対象とするのは合意だ」との日本共産党の仁比聡平議員の指摘に対し、法務大臣が「準備行為を伴う形で合意を処罰することは事実だ」と述べ、「共謀罪」法案が「合意」を処罰するものであることを初めて認めました。

同法案を、「合意に加えて準備行為があつて初めて処罰するもの」で「従来の共謀罪とは別物だ」としてきた政府の説明はごまかしで、その本質が合意＝内心の処罰にあることが大臣答弁によって明確になりました。

テロ組織犯罪 現行法で処罰可

安倍首相は、東京オリンピック・パラリンピックに向けてテロの防止、取り締まりのために必要だなどと答弁していますが、テロの防止は現行法で可能であり、日本はテロを防止する条約はすでに13ほど結んでいます。

みなさん！法案を廃案にするために力を合わせましょう。

